

令和4年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和4年3月22日(火)

令和4年第1回東栄町議会定例会 会議録

招集年月日 令和4年3月22日(火) 開会 午前10時00分
閉会 午前12時03分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	住民福祉課長	伊藤太
医療センター事務長	前地忠和	経済課長	夏目明剛
事業課長	原田経美	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正

出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 5号 東栄町保健・医療・福祉複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6号 東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7号 東栄町国民健康保険東栄診療所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 8号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 11号 東栄町消防団設置条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 13号 東栄町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 14号 東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 15号 東栄町国民健康保険基金条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 16号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 17号 東栄医療センター特別会計設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第 12 議案第 20号 令和3年度東栄町一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第 13 議案第 21号 令和3年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 14 議案第 22号 令和3年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 15 議案第 23号 令和3年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 16 議案第 24号 令和3年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 17 議案第 25号 令和3年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 18 議案第 26号 令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算（第6号）について
- 日程第 19 議案第 27号 令和4年度東栄町一般会計予算について
- 日程第 20 議案第 28号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 29号 令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 30号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 31号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 32号 令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 33号 令和4年度東栄診療所特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 34号 令和4年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 35号 令和4年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 36号 令和4年度東栄町下川財産区特別会計予算について

- 日程第29 議案第37号 令和4年度東栄町園財産区特別会計予算について
日程第30 議案第38号 令和4年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
日程第31 議案第39号 令和4年度東栄町振草財産区特別会計予算について
日程第32 議案第42号 東栄町課設置条例等の一部改正について
日程第33 議案第43号 デジタルX線透視撮影装置物品売買契約の変更について
日程第34 議案第44号 全身用X線骨密度撮影装置物品売買契約の変更について
日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。欠席はありません。定足数に達していますのでただ今から令和4年第1回東栄町議会定例会を開催致します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にご配布した日程のとおりでございます。

追加上程

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第31の次に、日程第32議案第42号「東栄町課設置条例等の一部改正について」、日程第33議案第43号「デジタルX線投影装置物品売買契約変更について」、日程第34議案第44号「全身用X線骨密度撮影装置の物品売買契約変更について」、日程第35「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」以上4案件が本日追加提出されましたので上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

よって、日程第32から日程第35までの4案件を追加することに決定いたしました。

委員長報告

議長（原田安生君）

日程第1、委員長報告を致します。去る3月10日の本会議において、各委員会に付託いたしました案件に対する審査結果につきまして、各委員長に報告を求めたいと思います。

始めに、予算特別委員長にご報告を求めます。

（「議長、7番」の声あり）

はい、予算特別委員長。

予算特別委員長（加藤彰男）

東栄町議会予算特別委員会の審査結果を会議規則39条の規定により報告いたします。去る3月10日の本会議にて本委員会に議案が付託され同日第1回予算特別委員会を開催し、委員長に私加藤が、副委員長は伊藤紋次委員が選任されました。本委員会には、議案第27号「令和4年度東栄町一般会計予算について」、議案第28号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」、議案第29号「令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第30号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計予算について」、議案第31号「令和4年度東栄町公共下水道特別会計予算について」、議案第32号「令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」、議案第33号「令和4年度東栄診療所特別会計予算について」、議案第34号から議案第39号の「令和4年度東栄町各財産区特別会計予算について」の13件が付託されました。3月15日の第2回予算特別委員会は議会側は委員全員と議長、執行部は町長始め副町長、教育長、参事各課長等の出席のもと、議案第27号から議案第39号までの13案件を総務経済委員会、文教福祉委員会の各常任会ごとに分けて審査を行いました。以下、

審査結果を報告致します。議案第 27 号「一般会計予算」、議案第 28 号「国民健康保険特別会計予算」、議案第 33 号「東栄診療所特別会計予算」の 3 案件は、討論採決の結果賛成多数で原案どおり可決されました。また、議案第 29 号「後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 30 号「簡易水道特別会計予算」、議案第 31 号「公共下水道特別会計予算」、議案第 32 号「農業集落排水事業特別会計予算」、議案第 34 号から議案第 39 号までの「各財産区特別会計予算」の 10 案件は採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。13 案件はいずれも原案のとおり可決されましたのでご報告いたします。なお、本委員会は議員全員で構成されていますので、質疑の詳細は、省略させていただきます。以上で、東栄町議会予算特別委員会委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

予算特別委員会長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。次に、総務経済委員長に報告を求めます。

（「議長、2 番」の声あり）

はい、総務経済委員長。

総務経済委員長（伊藤紋次君）

それでは総務経済委員会の審査結果を報告を会議規則第 39 条の規定により報告致します。本委員会には議案第 8 号「東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」、議案第 11 号「東栄町消防団設置条例の一部改正について」、議案第 20 号「令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 1 4 号について（関係分）」、議案第 23 号「令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 4 号について」、議案第 24 号「令和 3 年度東栄町公共下水道特別会計予算補正予算第 2 号について」、議案第 25 号「令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について」計 6 議案が付託されました。3 月 16 日の委員会審査の結果、議案第 11 号、20 号、23 号、24 号、25 号については全会一致。議案第 8 号については、賛成多数で原案のとおり可決されました。なお、本委員会は議員全員で構成され、執行部側も全員出席しておりますので、質疑討論及び採決につきましては、省略させていただきます。以上で、東栄町議会総務経済委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉委員長に報告を求めます。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、文教福祉委員長。

文教福祉委員長（山本典式君）

それでは文教福祉委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会は、議案第5号「東栄町保健医療福祉複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第6号「東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第7号「東栄町国民健康保険東栄診療所設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第13号「東栄町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第14号「東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について」、議案第15号「東栄町国民健康保険基金の条例の一部改正について」、議案第16号「東栄町国民健康条例の一部改正について」、議案第17号「東栄医療センター特別会計設置に関する条例等の一部改正について」、議案第20号「令和3年度東栄町一般会計補正予算第14号について（関係分）」、議案第21号「令和3年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第3号について」、議案第22号「令和3年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について」、議案第26号「令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算第6号について」の12議案が付託されました。3月16日の委員会審査の結果議案第14号、16号、20号、21号、22号、26号については全会一致。議案第5号、6号、7号、13号、15号、17号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。なお、本委員会は議員全員で構成され執行部側も全員が出席しておりますので、質疑の詳細は省略させていただきます。以上で、文教福祉委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

文教福祉委員会長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし。」の声あり）

以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

議案第5号

議長（原田安生君）

次に、日程第2、議案第5号「東栄町保健医療福祉複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。これから討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい1番、反対ですか。

（「はい」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。本条例案に反対の立場で討論を致します。この議案は今年11月にオープンする東栄診療所、保健福祉センター、子育て支援センターが入る複合施設を条例で設置管理するという内容であります。私は村上町政の救急、透析の中止、入院ベット全廃する無床診療所の建設には反対ですので当然この複合施設の整備計画に反対です。し

かし、医療体制を巡る立場の違いにおいても以下3点の点から反対致します。1点目は、東栄診療所保健福祉センター、子育て支援センターの3施設それぞれの設置条例とは別に本議案のように複合施設全体を統括するような設置条例を作ることに法的な必要性がないということであり、今議会の住民福祉課の答弁で確認できました。全国の事例をみますと東栄町とは逆に複合施設条例を設ける一方で、施設内に収容する個別の施設の条例は作らないといった自治体が存在します。2つ目は、本議案の内容が複合施設内に収容する施設の設置条例と大幅に重複するという点です。本条例案には複合施設を構成する3つの部門と11項目にわたる業務が記載されています。一例をあげますと、複合施設条例案の業務に社会福祉協議会に関する業務を掲げております。しかし、個別の施設条例である保健福祉センター設置条例案でも全く同じ業務を明記しており、大変奇妙な印象を与えます。私は町がつくる条例は重複を避け簡潔かつ整合性をもった内容であるべきだと考えます。3つめは、町がこの複合施設の整備にあたって、今年2月18日の議会臨時会で厚労省の国民健康保険調整交付金の申請のための予算補正を行っていますが、今なお国との事前協議を行っていないという点であります。この交付金を得る為には健診などの国保の事業を行う事を明記した条例案を国・厚労省の事前協議のもと、チェックを受けなくてはならないと考えます。しかし、この条例案に対する厚労省の見解は町は未確認だということを答弁でわかりました。このまま条例を制定してしまえば今年8月予定といわれる事前協議で不備が指摘され、複数の条例をまとめて変更する事態にもなりかねず、今議会での条例制定は時期早々拙速だと考えます。以上で反対討論と致します。

議長（原田安生君）

次に、原案賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

本定例会に上程されています議案第5号東栄町保健医療福祉複合施設の設置及び管理に関する条例及び関連して一体的であり、またこの後、審議されます議案第6号、7号、13号の東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例、東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例、東栄町子育て支援センター設置及び管理に関する条例一部改正についても併せて賛成する立場から答弁とします。令和4年度に開設される東栄町保健医療福祉複合施設はこれまでの東栄医療センターの医療とそして住民福祉課や社会福祉協議会が担ってきた保健、介護、福祉の分野、そしてさらに旧御殿保育園の施設を活用して行われてきた子育て支援の事業を一体化した施設で総合的に取り組む施策であり事業です。全国の多くの自治体は地域の保健センター設置を含め、総合的な福祉保健介護の取り組みを進めてきました。東栄町の場合、県下の54の自治体の中で唯一保健センターが設置されておらず、また、旧東栄病院の時を含め東栄医療センターの施設の老朽化進む中で、それぞれの施設やまた保健、医療、福祉などの機能が分散する現状が続いてきました。今回の複合施設の設置はこれまでの保健、医療、福祉の現状や課題に対して少子化高齢化する地域として適切に対応する事業と考えます。しかし、その一方で、これらの建設の計画やその事業内容に関して、より丁寧な説明や意見の場を求める声も少なくありませんでした。現在も続くコロナ過という現状がありますが、行政として説

明責任がどう果たされたかは町政において、今後生かすべき課題と考えます。また、基本構想基本計画が2018年に出されながら、計画に対する様々な意見やそれに伴う手続きに対応する一方で、新しい保健、医療、福祉施設をどのように総合的にまた効果的に活用するかなどの実務の具体化が予定通りに進まなかった現状もあると思います。その点では今回の委員会質疑でもそれぞれの名称の整合性や運営上での細目部分の調整などの意見がありました。11月の開設に向けて実務的な作業がより一層求められています。残り半年余りの中で、住民のみなさんの期待に応える新しい保健、医療、福祉総合施設として住民のみなさんの命と健康を守り、子育て支援を充実させる施策の拠点として、建設整備する事を求め本条例及び関連条例の制定改正について賛成いたします。以上です。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「議長、6番」の声あり）

はい6番、反対ですか。

（「はい」の声あり）

反対者の発言を許します。

6番（森田昭夫君）

浅尾議員とは反対理由は違いますので、あえて反対討論を行います。私もこの複合施設建設に反対した一人です。近くには小学校や保育園、放課後の児童施設などがあり、さらにこの建物の中には児童から障害者、高齢者までが利用する施設を有するということであり、今まさに危惧されているコロナの感染症、インフルエンザや今後新たに発生するかもしれない感染予防の観点と診療施設の経営問題、東栄町の人口規模、財政規模には贅沢過ぎると思われる建設費用と面積建築後数十年に渡る維持管理費用と町の財政問題など解決しなければならない多くの問題を抱えていると思われていますから反対しました。しかしながら、議員としての心得が書かれている議員必携の議決権の欄にはこう書かれています。議会は、町村長の執行機関に対して、その町村の意思決定機関として存在している。町村長が提案した案件に対して可否を表明することが議会の最も重要な使命であり、職責でこのような議会の意思決定が議決である。議決は問題に対する議員個々の賛成反対の意思表示、すなわち表決の表明である。議員の意思は賛否に分かれている場合は、表決を集計した上で多数決の原理に従って過半数の賛成の意思表示があれば議会の意思と定めるものとする。このようにして決定した議会の意思、議決はもはや議員個々の意思から独立したものとなり、議会全体の統一した意見ということになる。たとえ議会とは反対の、意思を表明した議員があつたとしてもその議会の構成員である以上議決を宣告があつた時から成立した議決に従わなくてはならないことになる。さらに議決した事項は議員を拘束するばかりでなく、執行機関はもちろん内容によっては住民に対しても同様であり、それが内外に鮮明されたその町村の意思になると書かれています。従って、私は複合施設の建設予算には反対しましたが、賛成多数で議決された以上スムーズな建築執行が行われる様協力していかなければならないと思いますので建築については議会と執行部の意思を尊重しています。しかしながら、本条例の制定は反対です。理由の1つ目は、この建物は今年の秋に完成し条例は今年11月から施行することになっております。その間、議会の定例会は6月、

9月の2回もあります。さらに必要な場合は臨時議会の開催も可能ですし、近年は毎月のように臨時議会が開催されています。ロシアのウクライナ侵略や物価の高騰、建築資材の不足、台風地震等自然災害等々、非常に市場が不安定でどのようなようになるか誰も見通すことのできない状況です。今議会で慌てて条例制定する必要は全くありません。2つ目の理由は、条例は出来るだけ明瞭で簡略にわかりやすく表示しなければなりません。ネットで複合施設の設置条例を調べてみました。例えば、彦根市には保健医療複合施設の設置及び管理に関する条例があります。第一章は総則として施設全体の対する管理に対する条項が、第二章は医療福祉推進センターの条項が、第三章には診療所の条項が1つの条例にすべて網羅されています。清水町図書館保健センター複合施設設置条例も同様で、第二章には図書館の条項が第三章には保健センターの条項があります。この議案の後、提案されている3つも設置条例にも関わりがありますが、一つの建物の3つの利用形態に対して4つもの施設設置条例が本当に必要かどうか、これが町民にわかりやすい条例か。条文も含め議会と執行部は、今一度検討し直すべきと考えます。3つ目は、施設の名称です東栄町国民健康保険東栄診療所でもいいのか、単に東栄診療所がよいのか東栄保健福祉センター、東栄町子育て支援センターと町を付けたら付けなかったり、この辺の意見もあいまいです。東栄の後に町を入れるのか入れないのか、多くの町民の皆様が関わる一度つけたら長い間使わなくてはならない名称です。議会で議論を積み重ね、その意見を持って町民の皆様にご意見を頂き、名称を決定する時間はまだ十分あります。町民の皆様が長く使わなくてはならない施設です。また町民の皆様が施設です。このように決まりましたと報告するのではなく、この様な案がありますがいかがでしょうかと、町民の皆様のご意見を聞く機会を持たなければなりません。他にも指摘したい条項がたくさんありますが長くなりますので、以上をもって私の反対討論と致します。

議長（原田安生君）

はい、他討論ございますか。

（「議長、5番」の声あり）

はい5番、賛成ですかね。

（「はい」の声あり）

5番（伊藤芳孝君）

2人目があるとは思いませんでしたけれども、予算とか条例制定もそうですけど、私は年度が始まる当初に要するに3月予算議会で上げるべきものとそんなふうに感じますので何も問題もないわけですから賛成致します。

議長（原田安生君）

他にありますか。これで討論を終わります。これより議案第5号を挙手により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は 挙手をお願い致します。

挙手多数であります。よって、議案第5号は可決されました。

議案第6号

議長（原田安生君）

次に日程第3、議案第6号「東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例制定について」を議案といたします。それでは討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番、反対ですか。

（「はい」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。本条例案反対の立場で討論を行います。この議案は複合施設の中の保健福祉センターを設置管理する条例案であります。第4条には保健福祉センターの業務として、各種健診、健康診査を明記しております。この点について主に反対致します。町は昨年9月議会で東栄町と愛知県との国民健康保険調整交付金の申請を巡る協議の中で生じた子育て支援センター内の診察室等を保健福祉センターでの健診で使用する場合、要件を満たすかという疑問について国・厚労省からこの診察室などについては子育て支援センターの休館時のみしか使用できず、図面上も別の施設であることは明らかであるため要件を満たさないとの指摘を受けたことを報告しております。そして、調整交付金から財源を過疎債に振り替えるという手続きをしております。この間の経過を振り返りますと、東栄町は2020年6月に基本設計素案の段階から一貫して当該の診察室を子育て支援センター内の施設ということで位置付けてまいりました。そのため、この条例案で町が突然保健福祉センター内に診察室があり保健センター内で診察を行うかのような条例案を出してきたことに、私は驚きました。また、子育て支援センターの診察室であるにもかかわらず、町が子育て支援センターの占有スペースにこの診察室が含まれないとの認識を示したことも私にはまったく理解できず、国や県の指摘に対する正しい是正策になっているとは思われません。端的に言って条例案の記載は、事実と反するのではないかと訴えまして、反対討論と致します。

議長（原田安生君）

次に、原案賛成者の発言を許します

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番

7番（加藤彰男君）

さきほど5号のところの賛成討論をいたしましたように、これは一体な関連した議案ということで第6号についても賛成致します。以上です。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番

6番（森田昭夫君）

私も理由が少し違いますので反対をさせていただきます。反対の理由は、複合施設の一つとしてこの保健センターが今議決され設置が議決されているため、本条例の設置の条項は必要はないということ。もう一つは先ほどの反対理由と同じになりますが、今ここで議決しなくても、名称など町民の皆様の意見を聞いてから、提案いただく時間は十分にあることなど理由に反対致します。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは討論を終わります。これより議案第6号を挙手により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手をお願いいたします。挙手多数です。よって、議案第6号は可決されました。

議案第7号

議長（原田安生君）

次に、日程第4、議案第7号「東栄町国民健康保険東栄診療所設置及び管理に関する条例について」を議案といたします。それでは討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい1番、反対だね。

（「はい」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。新たな診療所を設置する本議案に反対する立場で討論を行います。本議案は、東栄医療センターの設置及び管理の条例と比べますと第4条の施設で実施する業務の中から、入院の項目がなくなりました。私は第一に診療所の無償化に反対する立場から、この条例案に反対致します。また、第3条で町は9つ現在行っているという診療科目をそのまま掲載しました。しかし町長はその診療所が開設する前の今議会で診療科目の検討を口にしており、この条例を制定しても早々に診療科目削減に伴う条例改正の恐れがあるというふうに考え、反対するものです。そして、最後に、村上町長がこの7年間にわたり医師確保の努力を怠り、失敗してきた事実を隠したことは新たな診療所を設置しても町の医療崩壊を加速することにつながるのではないかという危惧を表明して反対したいと思います。町長は昨年12月16日議会全員協議会を秘密会とした中、東栄医療センターの丹羽センター長が豊根村へ4月から移籍するという報告を行いました。秘密会での報告を私たち議員が口外すれば出席停止や除名に至るような懲罰を受けもとというものです。同様な報告は豊根村では秘密会とはされておられません。町長はなぜセンター長の豊根村移籍を人事案件として議会と秘密を共有するこ

とにしたのでしょうか。私はこれまで議会で繰り返し、医師確保の努力について町長に訪ねてきました。町長の答弁は、先生はやめることは一言も言っていないと思う。今お願いしている。などと極めてあいまいな答弁を繰り返してきました。本議会の一般質問でも私は町長にセンター長が豊根村に行く理由を直接ご本人に聞きましたかと質問しました。町長の答弁は無医地区を救うためだと私なりに思っているというもので、自身の憶測に基づくものでありました。私には村上町長の言動からセンター長を慰留する努力も後任医師を獲得する努力も全く見られません。あまりにも不誠実かつ無責任な

議長（原田安生君）

「討論は明確に議案の内容をしっかりと行ってください。」

1 番（浅尾もと子君）

この討論は診療所の設置についての討論でございます。私は新たな診療所を開設しても、さらなる医療崩壊を招くということを訴えまして反対討論と致します。

議長（原田安生君）

はい、次に原案賛成者の発言を許します。

（「議長、7 番」の声あり）

はい、7 番。

7 番（加藤彰男君）

先ほど5号のところ全体この複合施設の必要性について賛成討論しました。さらに、また現在の感染症対策含めて住民のみなさんの命と健康を守るその施設として新しい診療施設この重要性を訴えて、改めて賛成討論と致します。以上です。

議長（原田安生君）

はい、他に討論ありませんか

（「議長、6 番」の声あり）

はい、6 番、反対ですか。

（「はい」の声あり）

反対者の発言を許します。

6 番（森田昭夫君）

浅尾議員とは少し意見が違いますのであえて反対討論をさせていただきます。第1条に国民健康保険の被保険者の健康保持増進に寄与するためとありますが、国民健康保険に加入しているだけが利用するわけではありません。そのため、第2条2項には国民健康保険の被保険者以外の者に対しても事業を行うことができると記されていますが、このような回りくどい表記をしなくても、第1条は町民の健康保持増進に寄与するためとすれば第2条2項は必要が無く明瞭簡略な表記になると考えられます。第3条には診療科目の表記があります。第1に診療科目は条文にする必要のない項目であること、診療所の入口には医療法で診療科目を表示する

ことになっており、条文にしなくても町民の皆様には十分理解と説明ができ、簡略な条文とすべきであること。また、診療科目は赴任いただいた医師が決めるものであり、議会や町長が決めるものではありません。東栄町は診療科目で医師を選べる状況にないこと、医師が変わるたびに議会の議決が必要になることが考えられること、診療科目にない患者が応急処置の治療に来た時、理論的には治療ができないことなどから診療科目は記載しないことが一番だと思いますが、どうしても記載をしたいのなら、総合診療科とか内科外科等とか、等をつければ十分であること、もちろん、本条例は先の条例と同様複合施設設置条例の中に診療所が記載されており、設置場所の条項が二重になっていること、町民の皆様が予防接種等非常に多く関わることから名称や条文について、町民の皆様の多くの意見を頂いてから提案すべきであり、執行部と議会は十分な議論を積み重ねてから町民の皆様の意見を聴く時間はまだ十分にあることから、反対を致します。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。これより議案第7号を挙手により裁決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、挙手多数であります。よって、議案第7号は可決されました。

議案第8号

議長（原田安生君）

次に、日程第5、議案第8号「東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい1番。反対ですか。

（「はい」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子です。反対討論を行います。この議案は町長、副町長、教育長の三役の給与月額を令和2年度、3年度に引き続き5%減額する内容になっております。質疑では三役の月額給与5%の削減額は年間総額178万円にあたり、月額給与5%減額後の村上町長の給料は年間1,019万円になることがわかりました。三役の減額分178万円は町の答弁によりますと人事組織分析研修業務委託料に充てられます。この条例案に質疑では森田議員から上程理由に疑義があがりました。この議案には町長、副町長及び教育長の給与月額を減ずるため改正する必要があると書かれております。人事組織分析研修業務委託料に充てるという目的が明確にあるのであれば、しっかり目的を記載すべきではと考えます。しかし、令和3年度を振り返りますと、減額の目的であったはずの人事組織分析研修業務は1年を通して実際には行われず、今議会で162万8千円全額が減額補正されております。一体何のための給与減額だったの

でしょうか。今町内には、年間一千万を超える町長への不満が根強くあります。私は村上町政の7年間で救急、透析、入院の廃止、医療破壊にかかる町長の説明責任の欠如、行動力の弱さ、二転三転する計画、町民の不安をあおった目玉チラシに関わった事実当を理由として昨年6月町長自身の辞職によって町長リコールの請求が事実上、成立したと考えています。本議会ではさらに、常勤医師3名の確保に失敗し丹羽センター長が豊根村に移籍するという事態があきらかとなり、多くの町民が驚いています。私は、3年度に執行してもしなくてもよいというような効果の分からない目的のために実際に使用されなかったという結論をもって同様にこの令和4年度にも給与5%その目的で削減するという、中止すべきだと思います。過去を振り返れば森田町長は給料の2割カット、尾林町長は約4割カットし、財政再建や健全な行政運営のためのメッセージを示してきたと考えます。私は、村上町政の現状を踏まえるとき5割、6割カットなど思い切った減額で示すのでなければ町民の理解は得られないと考え、反対討論と致します。

議長（原田安生君）

次に原案賛成者の発言を許します。

（「議長、2番」の声あり）

はい2番。原案賛成者の発言を許します。

2番（伊藤紋次君）

議案第8号につきまして、賛成討論を行います。東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正は三役給与の自主返納を再度一年間延長する旨の一部改正でございます。削減額の用途は人事組織分析と研修業務等人事管理体制の継承と職員の資質等向上を図る研修に充て、パフォーマンスではなく東栄町の現況及び来年の人事財政状況等を勘案した実効性のある改正でありますので、賛成といたします。

議長（原田安生君）

他に討論はありませんか。これで討論をおわります。これより議案第8号の件を挙手により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する事に賛成する方は挙手をお願い致します。

はい、挙手多数であります。よって、議案第8号は可決されました。

議案第11号

議長（原田安生君）

次に、日程第6、議案第11号「東栄町消防団設置条例の一部改正について」を議題とします。それでは討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第11号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、日程第7、議案第13号「東栄町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。それでは討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。反対ですか。

（「はい」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。この議案は今年の11月から新たな子育て支援センターが開設することに合わせ、子育て支援センター設置及び管理に対する条例を改正し条例の開設場所を本郷大沼地内に変更する内容になっております。わたしは、現在の計画では新たに子育て支援センター整備しても、子育て支援の充実という本来の目的を達することはできないと考え反対の立場で討論いたします。1点目は、町の答弁によりますと新たな子育て支援センターの運営時間は平日週3日午前10時から午後3時までつまりこれまでと変わらないというものです。しかし豊根村子育て支援センターは平日5日午前9時から午後4時まで、設楽町こどもセンターは平日だけではなく、土日祝日の午前9時から午後4時までとなっており、東栄町の運営時間が他の自治体と比べて著しく劣ったままになってしまうということであります。私は町の保護者の方々から土曜日の開設を求める声、午後3時に閉まるのは早すぎて使えない。そういった声を聞いております。このまま12億以上の税金を投じて各センターの設備を整備しても、保護者のみなさんが設楽町の子どもセンターに休日通わざる得ないという状況は改善しないのではないのでしょうか。2点目は、住民福祉課への聞き取りによりますと、平日時間外の図書の貸し出しについても対応を検討中であるという点です。住民福祉課長は令和2年9月町総合計画戦略会議で委員からの質問に対して保健福祉センターが開設されれば本の貸し出し等については保健福祉センターに配置されている職員が対応可能になります。とはっきり名言しております。しかしその実現は見通しが立っていないようです。保健福祉センターで働く住民福祉課の職員がお隣の子育て支援センターの図書の貸し出し業務をするということで本当によいのでしょうか。センターのソフト面を充実するためには職員の確保が大前提です。人材を確保する基本は待遇改善にあると考えます。今全国の自治体は岸田内閣の政策を活用し、保育士や放課後児童支援員等の給与月額を9千円引き上げるということをやっております。豊橋市は独自の上乗せ施策を行い会計年度任用職員らに3千円をさらに上乗せし月額給与の1万2千円の賃上げを実現しております。しかし、東栄町では、今議会で待遇改善の議案を提出しませんでした。近隣市町村との待遇格差が広がれば東栄町の人材確保はますます困難になると考えます。5億円の保育園を建設しても保育士の自己都合退職は続いております。保護者の皆さんの願いは、センターの新設というハード面ではなく、充実した運営というソフト面にあったのではないのでしょうか。私はこの間、町が複合施設に子育て支援センターを併設するその根拠としてきた連携という言葉の効果が現状で全く確認ができない以上反対せざる得ないと考えます。以上です。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

第5号のところで複合施設の全体については賛成を述べました。加えてですね子育て支援センターについては、現在の旧御殿保育園を活用としてスタートしているわけですが、当時子育てしているお母さん方、そして子育てグループの皆さんが東栄町にも子育て支援の場、集いの場がほしいという声がありました。その中で新しい施設は難しいということで旧御殿保育園活用という形でスタートしました。その点で考えるならば、まさに全国の子育て支援、そしてまた、移住定住政策のなかにもにおける子育て支援を考えた時にこの町にふさわしい必要な子育て支援機能を深めていくことは当然だと思います。ただ、一方で一つの機能とするならば空間的機能をどうするのか。つまり、旧御殿保育園のところの活用であった園庭跡を含めてどうしていくのかもあるわけですから、これから半年余り中で具体的な子育て支援全体の関連性、または機能を高めていく。その論理はどうしても必要だろうと思います。特に小学校、保育園が近くにある中で、全体的に相対的な包括的な子育て支援政策をしっかりと論理していく。それがこの半年間の大きな役割だと思います。その点も含めて今回の設置条例の中で子育て支援を進めていただきたいということも含めて賛成致します。以上です。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。これで討論を終わります。これより議案第13号を挙手により裁決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、挙手多数であります。よって議案第13号は可決されました。

議案第14号

議長（原田安生君）

次に、日程第8、「議案第14号東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について」を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第14号を採決します。お諮りいたします。本案は原案どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は原案どおり可決されました。

議案第15号

議長（原田安生君）

次に日程第9、議案第15号「東栄町国民健康保険基金の条例の一部改正について」を議題とします。討論を行います。討論はございませんか

(「議長、1番」のあり)

はい、1番。反対ですか。

(「はい」の声あり)

原案に反対者の発言を許します。

1番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もとです。本条案に反対の立場で討論を行います。この議案は今後国民健康保険特別会計の剰余金を最大限基金に積立てることを可能にする内容となっています。昨年9月議会で東栄町は、国保基金条例が定める上限を超えて基金を積み立ててきたことが明らかになりました。私はこれほど多額な積立てを行いながら、町が基金総額の目標額を検討していないという点に不信を持っています。一体何のための積立てなのでしょう。令和2年度末の基金残高は町民が一年間に支払う健康保険料を超えており、私は条例改正の必要がないと考えます。むしろ剰余金を基金に積み立てなければ町民が支払う保険料を軽減させることができるのです。町、住民福祉課は剰余金の100%を積み立てるつもりはないと答弁します。しかし、町がこの間、愛知県の保険標準料率が連続で大幅に引き下げられる中でも国保料を下げず、令和4年度には東栄町の標準料率が愛知県下で最低の水準となって、なお健康保険料を下げるとは名言しませんでした。このような東栄町の姿勢を見ると、町が本条例改正によって多額の剰余金を基金に積み立てられることが可能になった際、コロナ過に苦しむ町民生活に配慮した国保料を設定する保証はないと考えますので反対致します。

議長(原田安生君)

次に、原案賛成者の発言を許します

(「議長、4番」の声あり)

はい、4番。

4番(伊藤紋次君)

議案第15号賛成討論を致します。当該年度の剰余金につきましては、次年度における予算編成の際の重要な財源の一部でもあり、これによって一般会計からの繰入金も調整し、この事が結果的には保険料の抑制にもつながる場合があります。剰余金の適正な配分を考えることが必要であって、基金に100%に近い積立てをすることについては、一考を要するのではないかとそういう思っております。以上を持って賛成討論といたします。

議長(原田安生君)

他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論をおわります。これより議案第15号を挙手により裁決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、挙手多数であります。よって議案第15号は可決されました。

議案第16号

議長（原田安生君）

それでは次に、日程第10、議案第16号「東栄町国民健康条例の一部改正について」を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第16号を採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号

議長（原田安生君）

次に、日程第11、議案第17号「東栄医療センター特別会計設置に関する条例等の一部改正について」を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい1番、原案反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子です。本条例の反対の立場で討論を行います。この条例案は11月に予定される新たな無床診療所の開設に先駆けて今年4月から町の特別会計の名称を東栄医療センター特別会計から東栄診療所特別会計に変更するものであります。東栄町は平成31年に東栄病院を廃止し、有床診療所化して以来、厚生労働省が医療広告ガイドラインで誇大広告と位置付ける名称東栄医療センターを名乗り続けてきました。愛知県の再三の解消要求にも誠実に答えないまま早3年間が経過しようとしております。このことは、東栄町の行政としての信頼を損なうと共に診療科で働く医療従事者の皆さん、そして東栄町民の誇りを傷つける出来事だったと私は考えます。本条例の提案にあたり、村上町長からは名称問題に対する総括、反省、謝罪言葉と言ったものは一切ありませんでした。町として真摯な反省がなければ東栄町は今後と同じ過ちを繰り返してしまうその危惧を訴えて反対討論と致します。

議長（原田安生君）

次に、原案賛成者の発言を許します。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

本議案に対して賛成の立場から討論をします。この条例の一部改正とは東栄保健福祉センター及び東栄町国民健康保険東栄診療所の設置に伴う7つの関連条例の一部改正であり、東栄町の将来の保健医療福祉を進める為に必要な条例改正であり賛成します。以上。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。これより議案第17号を挙手により裁決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、挙手多数であります。よって議案第17号は可決されました。

議案第20号

議長（原田安生君）

次に、日程第12、議案第20号「令和3年度東栄町一般会計補正予算第14号について」議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第20号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号

議長（原田安生君）

次に、日程第13、議案第21号「令和3年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第3号の件について」議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第21号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決する、にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号

議長（原田安生君）

次に、日程第14、議案第22号「令和3年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について」の件について議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第22号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号

議長（原田安生君）

次に、日程第15、議案第23号「令和3年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第4号について」の件を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第23号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号

議長（原田安生君）

次に、日程第16、議案第24号「令和3年度東栄町公共下水道特別会計予算補正予算第2号について」の件を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第24号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号

議長（原田安生君）

次に、日程第17、議案第25号「令和3年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について」の件を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第25号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号

議長（原田安生君）

次に、日程第18、議案第26号「令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算第6号について」を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第26号を採決いたします。お諮りいたします。本案は

原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

議案第 27 号

議長 (原田安生君)

次に、日程第 19、議案第 27 号「令和 4 年度東栄町一般会計予算について」を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

(「議長、1 番」の声あり)

はい 1 番。反対ですか。

(「はい」の声あり)

原案に反対者の発言を許します。

1 番 (浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子です。令和 4 年度東栄町一般会計予算について反対の立場で討論を行います。令和 4 年度の一般会計予算は 41 億 6,600 万円です。この予算には診療所の令和 4 年度の整備費 6 億 9,989 万円や中設浄水場の前処理施設設置工事 1 億 5,000 万円などが含まれ過去 15 年で最大規模だった令和 3 年度の予算 41 億 2,000 万円を上回りました。私は以下 3 つの理由から、この巨額な予算が住民福祉の増進に寄与するものではないと考え反対致します。まず一つに町が複合施設の整備費総額を示さないという点であります。令和 4 年度予算で保健福祉センターの備品購入費 500 万円、情報通信環境整備費 1,500 万円などこれまで説明がなかった新たな予算が発生しております。私は今議会で複合施設整備費の総額を示すよう町に求めましたが、町は工事費などの一部を示したのみで設計費なども含む総額を提示することを拒否しました。過去の予算、決算と今回町が新たに示した資料を合わせれば単純計算で整備費用の総額は 12 億 5,000 万円を超えております。保育園建設のように今後新たな補正があるかもしれず、これ以上町民の税金を無計画に投じることは許されないと考えます。第 2 は、もはや無床診療所をつくる前提であった在宅医療介護の体制は崩れているという点であります。町は平成 30 年の基本計画で無床診療所を作るにあたって入院の代替として在宅医療、介護サービスの充実を位置付けました。しかし、本予算では訪問診療、訪問看護、訪問介護、緑風園の活用など在宅医療介護サービスの充実に係る予算はほとんど増えておらず、私は無床診療所をつくる前提は崩れていると考えます。町は基本計画で訪問診療を本人や家族を支援できる療養体制を整える休日及び夜間も視野に入れながら在宅での支援と明記しました。町長の後援会チラシも 24 時間 365 日対応と記しました。しかし、今議会で町は訪問診療を行う患者に対して看護師が自宅を訪問することもありうる、終末期の患者が亡くなる時は医師が行く時もありうるといった旨の答弁をしております。極めて消極的な答弁であると思いました。また、丹羽センター長を失った常勤医師 2 名体制でどのような時間外の訪問診療が可能なのか町はしっかり説明すべきです。さらに町は訪問看護について休日及び夜間も視野に入れと計画に明記しました。しかし今議会の質疑で医療センターの訪問看護対象者は今年 3 月現在わずか 3 名ということであり、現実には民間事業者のやまゆり荘に任せているというのではないのでしょうか。

また、訪問介護は日曜祝日及び早朝夕方の時間帯も訪問と計画に明記しましたが、実現できませんでした。訪問介護を行う町唯一の事業所社会福祉協議会の介護担当者5人の内ほとんどがパート職員です。社協への町からの支出総額は令和3年度とほとんどかわっておらず、介護体制を充実させる特別な予算は見られません。さらに職員の体制を整えると明記した緑風園は令和4年度の使用料収入予算がわずかに1千円であります。全く活用の見通しは立っておらず、あまりにも無責任であると考えます。町は無床化後の医療介護体制を在宅医療介護コーディネーター、生活支援体制コーディネーター、地域ケア協議体の相談・連携・情報提供によって支えると説明します。しかしこれらは既存事業の位置付けや名称を変えたものにすぎないのではないのでしょうか。医療と介護の現場を担う人員を増やすことなく、相談窓口だけを設けても救急車を呼んで下さいと言うだけの対応になるのではないのでしょうか。頼みとなる救急車も通報から病院収容まで平均81分かかっています。さらに今議会町長は必要な診療科目の検討をしていくとも答弁しています。入院を亡くなる不安を取り除く努力もなく、町の医療を破壊した村上町長に私は強く抗議するものです。反対の最後の1点、3点目であります町営バス東栄まちなか線、のきやま学校耐震改修事業、とうえい温泉への支出など検討を要する事業がたくさんあるということであります。町は町営バス運営管理委託料4,601万円を計上しましたが、新たな診療所に乗り入れる新路線東栄まちなか線や予約バスの平日毎日運行、当日予約のための費用は本予算では含まれておらず、今後いくらかかるか分からないという状況です。のきやま学校の耐震改修事業には、1億5,300万円工事にかかるということが初めて明らかになりました。医療センター建設と同様、パブリックコメントは行われておらず、あまりにも拙速だと考えます。これまでの大型事業実施設計委託は中断し、町民の意見を聞くべきです。経済課は今議会ですとうえい温泉の経営の見直しに言及しましたが、果たして令和4年度例年どおりの予算で良いのでしょうか。とうえい温泉の経営は今年1月末には資本金3,000万円に対して、繰越利益剰余金がマイナス2,500万円となる厳しい状況が報告されました。新型コロナの影響もあり、令和2年度3年度共に年間1,800万円の納付金を全額免除した上で、町は独自に持続化給付金として900万円を超える財政支援を行ってきました。令和4年度予算はとうえい温泉が納付金全額を1,800万円を支払うという予算になっています。しかし、令和3年度のように新年度早々に年度協定を変更し、納付を猶予するような事態になるのであれば、例年どおりでよいのか、はなはだ疑問であります。さらには、社会福祉協議会への複合施設の賃貸料が未定、現東栄医療センターの解体費は盛り込まれず産業会館、旧御殿保育園の活用も全く明記されておりません。今後多額の補正予算が生じる恐れのある極めて無責任な予算だと申し上げて、討論を終わります。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

はい、令和4年度一般会計予算について賛成の立場で討論致します。本予算は全ての町民が幸せを実感できる町を目指し、新型コロナウイルス感染症の影響等の逆風に怯むことなく次世

代につながるまちづくりをさらに推進するため、創意工夫により時代を先取りする新たな視点や発想によって社会の変化に適応した施策を編み出していくなど将来に向かって希望を持ち、暮らし続けられるまちづくりを進めていく方針と依然として余力のない財政状況が続いていることから、今まで以上に厳格な視点のもとでさらなる事務事業の見直し、行政コストの削減を念頭に編成されました。主な新規事業を見ますと、町民の足である町営バスの運行では暮らしの利便性を向上するため、公共交通の見直しを行います。福祉介護関係では保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う病児保育事業を実施し、保護者の子育てと就労等の両立を支援しました、在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりや認知症の支援もします。身体障害者が一時的に在宅介護が困難な場合の入院入所ではタクシー券を給付補助します。農林関係では、耕作放棄地の再生や農業振興地域の見直しをします。また、森づくり基本計画を策定し豊かな森林環境、森林資源を次世代に継承していきます。水道事業では大水の度に汚染が問題になっていた中設楽浄水場の前処理施設を整備します。教育については教育長から教育方針が示されました。総合計画を中心に主な事項の説明の後、令和4年度もコロナ感染症の様々な影響は予想されますが、特に学校教育については学びを止めることが無いように配慮しながら、保育園から中学校卒業までの子どもたちの成長について、町民皆で理解し同じ気持ちで次の世代の東栄町民を育てる基礎作りを基盤づくりを進めます。また、生涯学習や生涯スポーツ、文化の継承については町民の皆さんに関心を持っていただき、一人でも多くの方の参加しようとする気持ちを高めたいと考えていますということでした。心豊かでふるさとを思う子どもたちが育ってくれることを願うものです。全体を通して厳しい財政状況にありながら、町民の要求も盛り込み幅広いきめ細かい予算が組まれています。執行にあたっては町民の要望、期待に充分応えられるよう適正に執行され、町長以下全職員が一丸となって最大の効果をもたらすよう期待しまして、賛成討論と致します。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終わります。これより議案第27号を挙手により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、挙手多数であります。よって議案第27号は可決されました。

議案第28号

議長（原田安生君）

次に、日程第20、議案第28号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」の件を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより議案第28号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号

議長（原田安生君）

次に、日程第21、議案第29号「令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について」の件を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第29号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決する、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号

議長（原田安生君）

次に、日程第22、議案第30号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計予算について」を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第30号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号

議長（原田安生君）

次に、日程第23、議案第31号「令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について」の件を議題とします。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第31号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号

議長（原田安生君）

次に、日程第24、議案第32号「令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」の件を議題とします。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第32号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号

議長（原田安生君）

次に、日程25、議案第33号「令和4年度東栄診療所特別会計予算について」の件を議題とします。討論を行います。討論はございませんか。

(「議長、1番」の声あり)

はい1番。反対ですか。

(「はい」の声あり)

原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。令和4年度東栄診療所特別会計予算に反対の立場で討論を行います。私が反対する理由は、この特別会計予算案を見た時、有床診療所を維持する事は財政上十分可能だったと考えるからです。町の説明では令和4年度の診療所の運営費に対する一般会計からの繰入金は1億3,759万円であります。これがいわゆる経営赤字と呼ばれるものであると考えられます。しかしこの金額は昨年1月町が回覧版で示した収支予測1億1,656万円より2,000万円以上収支が悪化した予算額となっております。一方、有床診療所としての最終年度である令和3年度の東栄医療センター特別会計で運営費に対して一般会計から繰り入れられた金額は今年3月の補正を含めて1億6,312万円とのことであります。有床診療所と無床診療所の運営費の差額は単純計算で2,553万円であります。さらに国からの交付税の点でも大きな変化があります。町の試算では、診療所に対する国の交付金の算定額基準財政需要額は普通交付税、特別交付税合わせて有床診療所では年間5,200万円から5,700万円だったという答弁でありました。しかし、新たな無床診療所では年間2,000万円程度に激減するという答弁が過去にありました。私は無床診療所への町財政の負担は有床診療所と比べてほとんど変わらないか、むしろ多くなる可能性があると感じます。そのような経済効果と引き換えに今東栄病院、東栄医療センターという命の砦を失ったことで多くの町民のみなさんが生命の危機にさらされております。町は最後の最後まで愛知県や医師会と連携し、医師確保の努力を尽くし、有床診療所を維持するために真剣な検討を行うべきだったと申し上げて反対討論と致します。

議長（原田安生君）

次に原案賛成者の発言を許します。

(「議長、5番」の声あり)

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

令和4年度東栄診療所特別会計予算について賛成の立場で討論を致します。医療センター特別会計は本予算から東栄診療所特別会計と名称を変更しました。増減の内容として診療内容の見直し等により運営に関する費用は減少しましたが、医療センター建設に係る費用が大きく影響し、前年度比61%3億2,400万円の増となっていますが、移行期であるためやむを得ないと思います。この10年医療問題、病院問題に取り組んできましたが、昨年が山場でした。一連の大騒動により一時医療崩壊の危機がありましたが、賢明なる町民のみなさんの冷静な判断により身の丈にあった医療改革ができました。本予算を見ましても人件費などその成果が出てきています。11月には新築移転です。さらに経営改善され、今まで以上に町民に信頼される診療所をめざし、努力されることを期待し、賛成討論と致します。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終わり、これより議案第33号を挙手により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、挙手多数です。よって議案第33号は可決されました。

— 議案第34号, 議案第35号, 議案第36号, 議案第37号, 議案第38号, 議案第39号 —

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第26、議案第34から日程第31、議案第39号までの令和4年度の各財産区特別会計予算についての6案件につきましては、討論から採決まで一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め、6案件全般について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第34から議案第39号を一括して採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第34から議案第39号の6案件につきましては、原案のとおり可決されました。

— 議案第42号 —

議長（原田安生君）

次に、日程第32、議案第42号「東栄町課設置条例等の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。議案第 42 号東栄町課設置条例等の一部改正についてございます。1 枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。この条例の一部改正につきましては、3 月 16 日の全員協議会で副町長より、ご説明させていただいたものでございます。東栄町課設置条例等第 1 条関係について説明致します。提案理由にもございますが、事務機構の見直しを行うため振興課は総務課と統合することにより削除されます。次に住民福祉課が保健福祉センターの建設に伴いまして住民課と福祉課にわかれることとなります。一番下の事業課の名前なじみがある名前に戻すという事で建設課に改めます。もう 1 枚めくっていただき今度は東栄町予防接種健康被害調査委員会条例第 2 条関連になりますが、この新旧対照表でございます。第 10 条になりますがこの委員会の庶務を担当する規定でございます。東栄町住民福祉課を福祉課に改めます。もう 1 枚めくっていただきます。今度は東栄町水道水源保護条例の第 3 条関連になりますが、新旧対照表であります。第 8 条会議等の規定ですが、事業課の名前を建設課に改めます。なお附則ですがこの条例は平成 4 年 4 月 1 日から施行いたします。以上です

議長（原田安生君）

議案第 42 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番

1 番（浅尾もと子君）

この条例等の一部改正によって、振興課が総務課に統合され、住民福祉課が福祉課と住民課に分割される。事業課が建設課に名前を変えるとそういった条例であるとの説明を受けました。私が伺いたいのは総務課と統合される振興課についてであります。振興課とは今一体どんな業務を行っている課なのか併せてなぜ総務課と統合する必要があるのかを伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

振興課につきましては、現在行っている業務ということでございますので、現在は旧の企画課の仕事が主でありまして、計画づくり、全体的な総合調整、現状では移住定住の取り組み等も進めております。今回、総務課と一緒にするという事につきましては、特に計画と財政こういったものが今まで別々で行ってきました。過去には一緒になったこともありますが、現状は別々であります。やはり現在いろんなもの事業等進めていく中で、特に財政問題をやっていく厳しい中では計画としっかり財政と連携しまして、そして今後計画を着実に進めて行くということが今後の東栄町としての行政の進め方としていくべき方向だと思っております。そういった中で、今回特に一緒にするという事は財政と計画を一元的に行いましていくということが今回の目的であります。以上でございます。

議長（原田安生君）

1番よろしいでしょうか。
（「議長、1番」の声あり）
はい、1番

1番（浅尾もと子君）

もう1点伺います。この振興課の業務が旧企画課にあたるのご答弁でありました。近隣の市町村で振興課又は企画課を総務課に組み入れている自治体の例はあるか伺います。
（「議長、副町長」の声あり）
はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

どこにあるかということは、今の質問については、私らも資料を持っておりませんので、お答えできませんが、そういった例はあろうかと思えます。それと我々としてのやっぱり考えとして先ほど申しました様な形で今の東栄町の現状とかを考えた時に、他の例をとってしていることではありません。我々として今我々やるべきより良くする方法ということで今回こういう形を取らせていただきました。

議長（原田安生君）

はい、1番よろしいですか。はい、その他ございますか。
（「議長、4番」の声あり）
はい、4番。

4番（山本典式君）

私の記憶だと、過去に企画課が財政持っていたことなかったんですかね。確かあったと思うんですよ。また、総務課の方に移ったという経緯が細かくは私は知りませんが、計画を立てるところが財政をもっといた方がいいということで企画課にそうした経緯があると思いますが、その点どうですか。
（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

当時、企画財政課が総合調整であったと思いますし、その当時山本さんも副だったと思います。初代の私が課長でしたので、企画財政課という課を私が担当させていただきました。その後、また機構改革をさせていただいて総務課と企画課が分かれたという状況だと思います。

議長（原田安生君）

はい、他に、4番まだある。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（山本典式君）

それこそ今、私記憶がなかったんですが、町長が本家本元でやったということの中でそういうことを踏まえて、またそれをやると結論になったわけですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほど副町長が説明したとおりですが、計画と財政という関わりの部分はすごい深くあると思っております。これは、4番議員さんが言われたとおりだと思っておりますので、全員協議会の時に森田議員からもご指摘がありましたように、暴走という状況で計画する側とお金を持つ部分が一緒になるというところは当然危惧されることはあると思いますが、それでもやはり計画段階での状況で現在も計画があつての財政だと思っておりますので、今回そういう状況にさせていただいたということです。以上です。

議長（原田安生君）

他にありますか。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今の答弁も含めて確認ですけれども、本来は行政組織として組織がある程度大きければ総務課があつて財政課もあつて企画課もある。もしできるなら今の今日の防災の所管もあつてということができればいいわけですが、現状体制の中での役場の機構の中においてその部分の企画系である振興課と総務課がある面で財政と防災も含めて、それで全体的な総務も行っていると一体ならず得ないと現状のある意味制約の中で選択してきた、選択検討してきた機構改革という理解でよろしいですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

以前も機構改革させていただきました。以前は当然先ほど4番議員さんが言われましたよう

に総務と企画の分かれていた時期、それから以前は現在の事業課ですが事業課の中に水道課を一緒にして一つにした状況もありますが、やはり職員の構成であったり、その当時の状況がありますから、そういう状況の中で最善の今ある状況の中で一番いい機構、状況にさせていただいたということで、ご理解いただきたい。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい1番。反対ですか。

（「はい」の声あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄町課設置条例の変更にあって主には総務課に振興課を統合させるという点に反対致します。今議会で行われた全員協議会の中で本議案の説明を受けました。その際、森田議員は企画課の暴走が起こる。気を付けた方が良くという旨の発言を行っております。企画部門だけが財政を司る総務課に接近するという点、多くの自治体は懸念をもっているのではないのでしょうか。私が調べた限り近隣市町村では企画課を総務課に組み入れたという自治体はありません。副町長も答弁でどこにあるか今は言えないけれども例はあると思う、そういった認識なんですね。極めて珍しいことを今東栄町がやろうとしていることを感じました。豊根村では、地域振興課。設楽町では、企画ダム対策課。新城市では企画部、豊川市でも企画部そういった形で総務課とは切り離して企画の課を設けていることに理由があると私は考えます。東栄町だけが極端なよそとの違うことをやろうとすれば、いかなる無理が生じることも限りません。そうした危惧の上で他町村がやらないことにはより一層慎重であるべきだと考えますので、私は拙速な議案提出に反対致します。

議長（原田安生君）

次に原案賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今の質疑でも明らかなように人口3,000人でこれから人口減少の中で行政組織も変わらせないとその中において小さな全国の自治体の中では課の構成が4とか3とか、そういう小さな自治体もあるわけです。ですから全体の行政がどうネットワークするのか。ただ一方でそれぞれの目的で組織を作っていけばまさに縦割りになっていく、今東栄町の現状の中において各課の横断的なつながりの問題がかなり出ているわけですから、今回の機構改革の中で

それぞれの行政の分野のそれぞれの機能は活かしながら組織としては今の現状に合った組織にしていくと、このことはどうしても必要だと思います。ですから実際上のところで反対討論がありましたけども、それは行政組織の中における運用の仕方、運営の仕方、このことをしっかりやっていくことが大前提だというふうに思います。現状の中においては今後の東栄町の将来、状況を考えた中において、今回の見直しの中で新しい複合施設の機能を高めていくことを含めて全体としてこの方向で内容を充実させていく点を求めながら賛成いたします。以上です。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので以上で討論を終わります。これより議案第42号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、挙手多数です。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

—— 議案第43号、議案第44号 ——

議長（原田安生君）

次に日程第33、議案第43号、12時になりますが、あと少しですのでこのまま行います。

日程第33、議案第43号「デジタルX線投影装置物品売買契約変更について」、日程第34、議案第44号「全身用X線骨密度撮影装置の物品売買契約変更について」これら2案件は同じ所管課として関連がございますので、一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め、議案第43号及び議案第44号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

議案第43号デジタルX線投影装置物品売買契約変更について次のとおり変更物品売買契約を締結したいので、東栄町議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。今回の変更につきましては議案第4号の工事請負契約工期の変更が可決されたことに伴う物品売買契約の納期の変更となります。2番の変更前の納入期日令和4年8月27日を変更後、納期期日令和4年10月28日に変更するものです。その他には変更はございません。

続いて、議案第44号全身用X線骨密度撮影装置の物品売買契約変更について次のとおり変更物品売買契約を締結したいので、東栄町議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。こちらも同様に工期の変更に伴う納期の変更となります。納入期日の変更は第43号と同じです。その他変更はございません。以上です。

議長（原田安生君）

はい。説明が終わりました。これより質疑にはいります。議案第 43 号質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

医療機器の購入の納入期日を遅らせるという議案が 2 件出されました。確認ですが複合施設の本体工事の工期の変更に伴うものであって、物品の調達の遅れではないと理解してよいでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

先ほど説明させていただきましたが、工事請負契約工期の変更に伴うものでございます。

議長（原田安生君）

他にありますか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で議案第 43 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 43 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決する、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、議題第 44 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 44 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

継続審査

議長（原田安生君）

次に、日程第 35「議会運営委員会の閉会中継続審査について」の件を議題とします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について会議規則第 73 条の規定により閉会中の継続審査について申し出がありました。ここでお諮りいたします。申し出の通り閉会中の継続審査をすることに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

閉 会

議長（原田安生君）

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。会議中、皆様方のご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。これをもちまして令和 4 年第 1 回東栄町議会定例会を閉会いたします。

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員
